

# 中道北小学校いじめ防止基本方針

甲府市立中道北小学校

平成25年4月策定

平成31年2月一部改定

はじめに

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき国は「いじめ防止基本方針」を策定した。また、県及び市も「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」・「甲府市いじめ防止基本方針」に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）に関する総合的かつ効果的な推進のために策定するものである。

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめを「どの子にも、どの学級にも起こりうる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。

日常生活の事象面で把握したことがらは、軽微に捉えずに将来深刻ないじめになる可能性があることを認識する。一見けんかやふざけ合いに見えるところから、気付かないうちにいじめに発展する場合もある。この程度ならたいしたことはないと考えず、子どもの変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、いじめの早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は、積極的に認知するとともに適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めることを基本姿勢とする。

## 2 いじめの定義 ～いじめ防止対策推進法 H25改正～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が法の対象となる「いじめ」に当たるか否かを判断するときには、いじめには様々な態様があることに照らし合わせ（あることを踏まえて）、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合や本人が否定する場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し判断するものとする。また、いじめの認知は特定の教職員のみでなく複数の教職員及び学校いじめ対策組織を活用して行う。

## 3 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

#### 4 いじめ防止に関する基本理念

【国の方針】いじめの防止等のための基本的な方針（H29年3月改定）

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ等の対策はいじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【県の方針】山梨県いじめの防止等のための基本的な方針（H30年9月改定）

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめは、様々な態様があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【市の方針】甲府市いじめ防止基本方針（H30年12月改定）

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。いじめの防止等のための対策は、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめはどの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しなければならない。この視点に立ったとき、いじめの防止等の対策は、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童生徒の思い遣る心の育成を図り、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 5 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みとして、いじめ防止対策推進法第22条に規定されているように、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策を行う。

<b>いじめ対策委員会</b>
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・児童指導担当（担任）・養護教諭等

- ※ 年度当初及び学期末の年4回開催する。  
委員会では情報を整理し教育相談・観察・支援・指導等を検討する。
- ※ 重大事態が起きた時は、校長は直ちにいじめ対策委員会を主宰し、対策を検討する。  
この時は上記のメンバーに、市教育委員会担当・スクールカウンセラー関係機関・学校評議員等を加える。

## 6 未然防止の取り組み

- (1) 思い遣る心の育成
  - ・学級づくりをとおして児童の居場所や児童間の絆づくりを行う。
  - ・教育活動全体を通じて道徳教育・道徳の時間の充実を図る。
    - (A：主として自分自身に関する事) → 個性の伸長
    - (B：主として人との関わりに関する事) → 親切・思いやり・友情・信頼
    - (D：主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事) → 生命の尊さ
  - ・甲府スタイルをベースにしたすべての児童が参加・活躍できるわかる授業を工夫する。
  - ・誰もが活躍する機会を持つたてわり活動を充実させる。
  - ・発達障害を含む障害のある児童への理解 → 当該児童の特性を踏まえた適切な指導
- (2) 児童の社会性を育む運動
  - ・全校児童の社会性を育むため、児童会を中心として「あいさつ運動」「集会活動」に取り組む。
- (3) 組織的な対応を進める。
  - ・年度当初に学校基本方針を確認し、全体体制を確立する。
  - ・児童理解、いじめ理解のための研修会を実施する。
  - ・地域内小中学校及び関係機関との連携を日頃から図る。
- (4) 入学・進学・進級に合わせて、引き継ぎを丁寧に行う。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させる等、情報モラル教育の充実を図る。

## 7 早期発見の取り組み

いじめは大人が気づきにくいところで起きていることが多いので、教職員はいじめを見逃さないよう細心の注意を払うことが求められている。

- (1) 友達アンケートの実施
  - ・学期ごとに友達アンケート（いじめ調査）を実施する。（6月・11月・2月）
  - ・調査によっていじめの疑いがあると判断されたケースについては、面談等を通じて迅速に情報収集と実態把握を行い、いじめの認知を判断し、いじめ対策委員会に報告・確認する。

- ・アンケート及び結果は3年間保存する。

(2) 日常の子どもの生活状況を見取る。

- ・教師は、(アンケートに記載がなくても) ふれあいを通して日常生活での児童の観察を心がける。
- ・きずなの日等を有効に活用し、児童と向き合う時間を確保する。
- ・担任は、連続して3日以上欠席した児童については家庭訪問をするなどして状況を把握する。いじめが原因と疑われる場合は児童の状況をいじめ対策委員会に報告して共通理解を図り対応を検討する。
- ・児童の情報は、校長・教頭に速やかに報告するとともに、必要な情報は全職員が共有して対応する。
- ・保護者及び地域の方々からの情報収集をあらゆる機会を通して行う。

(3) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で指導を行う。

(4) いじめの相談(悩み相談)が受けられるようにする。

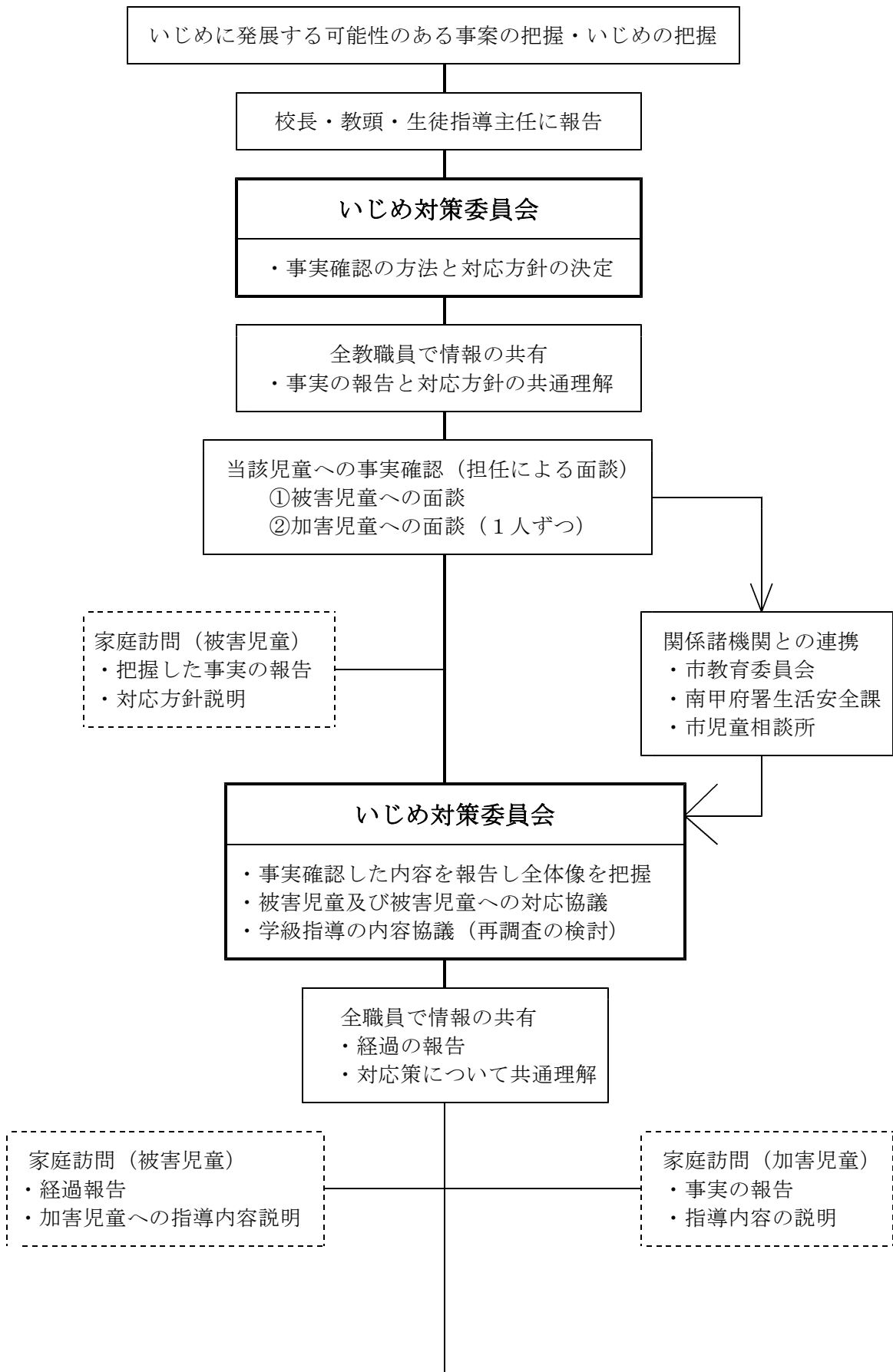
- ・保健室やスクールカウンセラーとの相談ができるようにする。
- ・相談については、児童の安心安全に十分配慮し、時間や場所を設定する。
- ・把握した児童の悩みについては、内容に応じていじめ対策委員会に報告して対応策を検討する。
- ・気がかりな児童については、いじめ対策委員会に報告して、継続して観察を続けるとともに個別に教育相談を行い対応する。

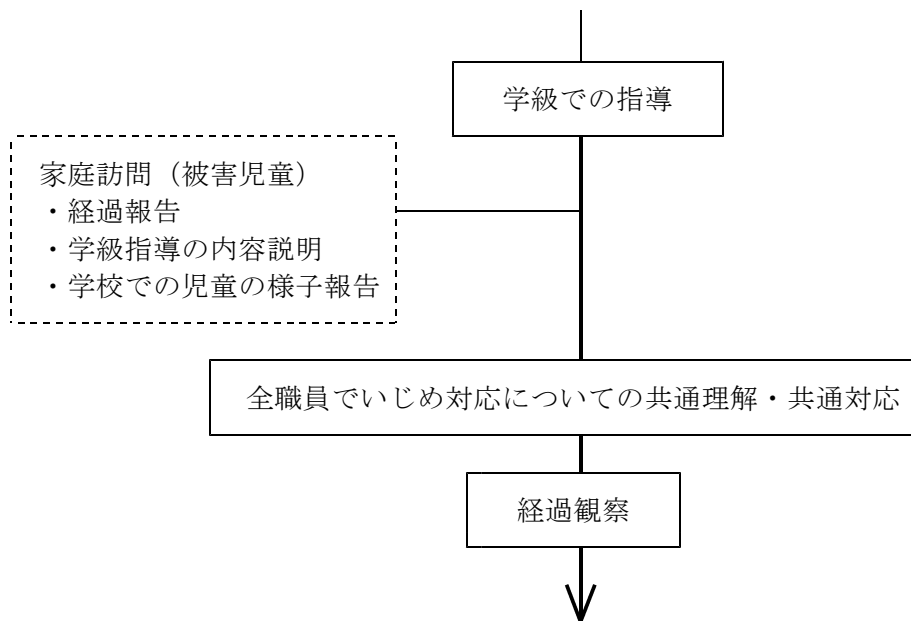
## 8 いじめへの対処

- (1) いじめに対する手順は、次の図のとおりとして校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。
- (2) いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、いじめ対策支援チーム(市教委)に対応協力を要請し、連携して解決を図る。
- (3) インターネットなどを介して行われるいじめの解決については、市教育委員会と協議し関係機関と協力して、その解決を図る。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。
- (5) 加害児童生徒、被害児童生徒の保護者に対して十分な説明、指導を行う。
- (6) いじめが起きた集団への働きかけを行う。
- (7) いじめが解消しているかどうかを日常的に観察する。  
※いじめが解消しているかどうかの判断は次の2点に着目する。

- ・いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月止んでいること。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※いじめへの対応のフローチャート





## 9 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」「甲府市いじめ防止基本方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

※調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

## 10 その他の留意事項

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。

- (1) いじめの問題等に関する指導記録を保存する。
- (2) 必要に応じて、専門家として「弁護士、臨床心理士、医師、その他必要と認められる者」が参加しながら対応する。
- (3) 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性を伝え、家庭訪問や通信を通じて保護者との連携協力を図る。
- (4) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (5) 学校評価の中に、いじめ問題への取り組みについて自己評価を行い、学校関係者評価と合わせてその結果を公表する。

## 11 いじめ防止対策指導計画

	いじめ対策委員会	全職員等の取り組み
1 学 期	<p>【4月】学校いじめ防止対策基本方針の確認 昨年度気になった児童の共通理解</p> <p>【6月】「友達アンケート」の結果を基に、 情報収集・協議・検討</p>	<p>【4月】学校いじめ防止対策基本方針の確認と共通理解 『気持ちメーター』の活用 『相談ポスト』の設置 <b>通年，相談体制をとる。</b></p> <p>【5月】保護者に基本方針を説明</p> <p>【6月】「友達アンケート」(詔)の実施 「友達アンケート」(詔)から情報 収集・聞き取り・対応等</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>いじめやいじめと疑われる行為があった場合は、協議し、対応する。</p> </div>		
2 学 期	<p>【8月】「いじめ」に関する職員研修 地域の学校との情報交換</p> <p>【11月】「友達アンケート」の結果を基に、 情報収集・協議・検討 1学期の結果も踏まえて検討 2学期の取り組み反省と3学期の取 り組みの検討</p>	<p>【8月】夏休みの生活の情報交換 出欠席の様子に注意</p> <p>【9月】児童観察</p> <p>【10月】「友達アンケート」(詔)の実施</p> <p>【11月】「友達アンケート」(詔)から情報 収集・聞き取り・対応等</p>
3 学 期	<p>【3月】「友達アンケート」から情報収集 ・聞き取り・対応等 1年間の取り組み反省 来年度のいじめ防止基本方針策定の 原案づくり</p>	<p>【1月】冬休みの生活の情報交換 出欠席の様子に注意</p> <p>【2月】児童観察 「友達アンケート」(詔)の実施</p> <p>【3月】「友達アンケート」(詔)から情報 収集・聞き取り・対応等</p>
定 期 的 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の生指・特支全体会で、児童についての情報交換を行う。</li> <li>・教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように指導の在り方に注意を払う。</li> <li>・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続する。</li> </ul>	